

1 母子及び寡婦福祉法等の改正

(1) 経緯

近年、離婚の急増など母子家庭等をめぐる状況が変化する中で、母子家庭等の自立の促進を図りながら、その児童の健全な成長を確保することが重要な課題となっている。

こうした状況を受けて、母子家庭等に対する生活支援策の充実、就業支援策の強化、扶養義務の履行の確保、児童扶養手当制度の見直し等の措置を講ずることにより、総合的な母子家庭の自立支援策を推進するため、「母子及び寡婦福祉法」、「児童扶養手当法」、「児童福祉法」及び「社会福祉法」の改正を盛り込んだ「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、平成14（2002）年11月22日に成立し（平成14年法律第119号）、平成15（2003）年4月1日から施行された。

(2) 概要

改正法の概要は、次のとおりである。

①生活支援策の充実

母子家庭等が自立するためには、安心して子育てと仕事を両立できるよう支援することが重要であることから、子育て短期支援（ショートステイ、トワイライトステイ）事業の法定化、母子家庭等日常生活支援事業の拡充が行われるとともに、保育所の優先入所が規定された。

②就業支援策の充実

母子家庭の経済的な自立を図る上で、就業は大変重要なものであることから、今回の改正では、就業支援策について大幅な拡充が行われた。

具体的には、都道府県等において就業相談や職業能力の向上などをを行うことを内容とする総合的な就業支援事業や、母子家庭の母が教育訓練講座を受講した場合に授業料の一部を支給することなどを内容とする母子家庭自立支援給付金事業が創設されるとともに、公共的施設における雇入れの促進等が規定された。

③養育費確保の推進

養育費の確保を推進するため、児童を監護しない親は養育費を支払うよう努めるべきこと、児童を監護する親は養育費を確保できるよう努めるべきこと、国及び地方公共団体は養育費確保のための環境整備に努めるべきことが規定された。

④児童扶養手当制度の見直し

児童扶養手当制度については、離婚直後の一定期間に重点的に給付することにより、離婚等による生活の激変を一定の期間、緩和しつつ、母子家庭の自立を促進する制度に改める必要がある。

あることから、3歳未満の児童を監護している場合や障害を有する場合など自立が困難な母子家庭に配慮しながら、手当の受給期間が5年を超える場合には、それ以後、手当を一部減額する制度が導入された（この制度の導入により受給者が実際に一部減額されることとなるのは平成20年度からである。）。

⑤国及び地方公共団体における総合的な自立支援体制の整備

母子家庭等の自立を図るためにには、生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的、計画的に推進することが不可欠であることから、厚生労働大臣は、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（基本方針）を定めること、実際に母子家庭等施策を実施する都道府県、市及び福祉事務所設置町村においても、基本方針に即して、母子家庭及び寡婦自立促進計画を定めることができることが規定された。

2

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の制定

(1) 経緯

前述のとおり、母子家庭の母については、生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策といった総合的な自立支援策を実施するために、母子及び寡婦福祉法などの関連法律が改正され、児童扶養手当については、支給開始から一定期間を経過した場合等における一部減額措置が導入されることとなった。こうした中で、その就業を確保することが従前にも増して強く求められているところであるが、我が国の昨今の経済情勢は非常に厳しく、子育てと生計の維持を一人で担わなければならない母子家庭の母は、就業面で一層不利な状況に置かれており、その生活も厳しいものとなっている。

こうした状況に対処するため、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法が平成15（2003）年7月17日に成立（平成15年法律第126号）し、平成15（2003）年8月11日から施行された。なお、同法は平成20（2008）年3月末までの時限立法となっている。

(2) 概要

特別措置法の概要は、次のとおりである。

①母子家庭の母の就業支援策の充実

平成20（2008）年3月末までの期間（以下「対象期間」という。）に係る母子及び寡婦福祉法の基本方針については、母子家庭の母の就業に関する状況を踏まえ、その就業の支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないこと、厚生労働大臣及び関係行政機関の長は、基本方針において母子家庭の母の就業の支援に関して講じようとする施策の充実が図られるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないこと、母子及び寡婦福祉法の自立促進計画を策定する都道府県等は、対象期間に係る自立促進計画については、基本方針に即し、母子家庭の母の就業の支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないことが規定された。

②国会に対する報告等

政府は、国会に対し、対象期間に係る各年度における母子家庭の母の就業の支援に関して講じようとする施策を明らかにした文書を提出するとともに、その実施状況を報告しなければならないことが規定された。

③母子福祉資金貸付金の貸付けに関する特別の配慮

政府は、対象期間に係る母子福祉資金貸付金の貸付けについて、母子家庭の母の就業が促進されるように特別の配慮をして、貸付条件に関する政令を定めなければならないことが規定された。

④民間事業者に対する協力の要請

国は、民間事業者に対し、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な協力を求めるよう努めることが規定された。

⑤母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮

母子家庭の母の就業を促進するに当たっては、母子福祉団体等が大きな役割を果たすことから、国は、物品及び役務の調達の場合には、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体その他母子家庭の母の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人、民法法人又は特定非営利活動法人であって、その受注に係る業務を行う者が主として母子家庭の母であるものの受注の機会の増大が図られるように配慮することが規定された。

⑥地方公共団体の施策

母子家庭の母の就業支援について地方公共団体の果たす役割は極めて大きいことから、地方公共団体は、④⑤の国の施策に準じて、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な施策を講ずるよう努めることが規定された。